## 令和元年11月相良村農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年11月8日(金) 午前9時00分開会
- 2. 開催場所 役場2階会議室
- 3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番)岩坂 博行

(3番)西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番)平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎 (9番) 信國 敏彦

地区推進委員

高岡 重盛 木﨑 俊充 岩﨑 盛光 伊東 明継 中竹 宏一 杉本 和博

4. 欠席委員:農業委員(1人)

欠席委員:最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に 対する意見ついて

日程第2 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について

日程第3 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 冨永 得治 農地係長 阿久津 裕介

#### 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

### 1 開会・議長挨拶

議長

おはようございます。

本日は、 1番委員と最適化推進委員 1 人が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、令和元年11月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。

#### 2 議事録署名委員の指名について

議長

議事録署名委員は、4番委員、5番委員の2名を指名します。よ ろしくお願いします。

これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が12案件です。

#### 3 議 事

議案第40号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に 対する意見について

議長

はじめに、議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申 請に対する意見について、審議します。

議長

それでは、1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

おはようございます。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字簑毛、畑1筆の420㎡です。権利種別は5条の使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。

議長

引き続き、本件について3番委員に報告お願いします。

3番委員

5日に本人さん両者にお会いしまして、親子間の貸し借りですの

で何ら問題ないと思われ、また、現地は屋敷内でそこに住宅を建てるみたいです。

議長

ただいま、事務局からの説明と3番員からの報告がありましたが、 本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

議長

議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 (利用権貸借)の承認について審議します。1番について事務局の 説明をお願いします。

事務局

議案第41号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上廻、田2筆3,498㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり30,000円です。

議長

引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。

2番委員

川辺地区推進委員と一緒に伺いまして、再設定案件ですので問題ないと両方の方が言っておられました。以前は 40,000 円だったのが今回は 30,000 円に下がったみたいです。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び2番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに 決定いたします。 次に2番から6番まで利用権の設定を受ける者 が同一につき一括して、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号2、大字柳瀬字藏城、田1筆の1,362 ㎡です。賃貸借の再設 定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に 記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり 5,000 円です。続きまして番号3、大字柳瀬字藏城、田1筆の 512 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設 定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃 借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号4、大字柳瀬字 藏城、田1筆の 629 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定す る者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで す。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして 番号5、大字柳瀬字藏城、田1筆の1,132 m<sup>2</sup>です。賃貸借の再設定 案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記 載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000 円です。続きまして番号6、大字柳瀬字藏城、田1筆の1,774 ㎡で す。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を 受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料 は10 a あたり 5,000 円です。以上です。

議長

引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。

柳瀬地区推進委員

昨日、伺いましてこの案件は再設定案件でもありますし、貸し手も問題ないと言っておられましたので、ここに報告しておきます。

議長

ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに 決定いたします。次に7番について事務局より説明をお願いします。

事務局

番号7、大字柳瀬字村ノ上及び宮川、田4筆の5,816 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり20,000 円です。以上です。

議長

引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。

7番委員

11月4日に伺ってきました。再設定案件で記載されていること に間違いありません。村ノ上の2筆は実際は1筆となっております。 以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに 決定いたします。

議長

次に8番から10番については、本人申し出により、取り下げの申請が出ましたので審議は取り止めます。

議案第42号

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 議長

次に、議案第42号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定 による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議しま す。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第42号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。 番号1、大字柳瀬字浜ノ上、畑1筆の1,499㎡です。利用権を設定 する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとお りです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10 a あたり 5,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに 決定いたします。

議長

これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。

その他

事務局

(1) 次回の総会の開催日について12月10日(火)曜日、午後4時から

閉会

議長

それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがと うございました。

閉会 午前9時20分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

# 令和元年11月8日

相良村農業委員会			
署名委員	4番	(	印
署名委員	5番	(	印